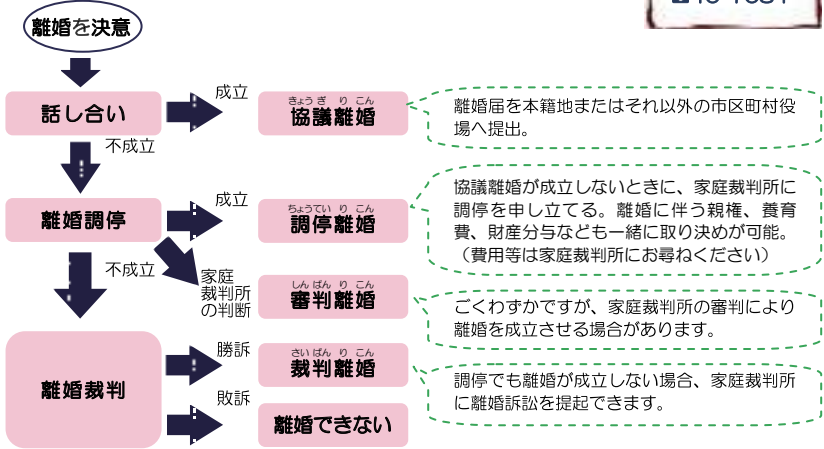


てつづ せいど いろいろな手続き・制度

こせき りこん みょうじ へんこう
戸籍（離婚、名字の変更）

離婚の流れ



[離婚の際の取り決め項目例] ▶ 公正証書・公証役場（P54）

- ◇子どもの親権（離婚届に記載が必要）
- ◇子どもの養育費
- ◇慰謝料
- ◇財産分与（土地建物、預貯金、年金、生命保険、車、有価証券など）
- ◇子どもとの面会交流（面会の頻度、時間、場所など。手紙等のやりとりは？ 子どもの意思は？）

離婚届提出のポイント

▶ こども家庭センター（P2）

離婚届は、本籍地またはそれ以外の市町村役場に提出します。

詳しくは窓口へお尋ねください。

離婚届の様式を取りに来たとき、記載や提出の方法を窓口でしっかり確認しておく、手続きがスムーズにいきます！

[記入前に決めておく必要があること]

- ① 離婚後の本籍地 → 離婚後に結婚前の戸籍に戻るか、新たな戸籍を作るかを選択。新たな戸籍を作るときはどこを本籍地にするかを決めておく。
- ② 子の親権 → こどもの親権を父母のどちらが持つか。
- ③ 証人 → 18歳以上の証人2人をだれにするか。（協議離婚の場合のみ）
離婚届に直筆の署名が必要。
- ④ 離婚後の氏（名字）→ 結婚前の名字に戻るか、結婚後の名字を継続するか。

離婚後も引き続き、離婚の際の名字を使いたい場合は、**離婚届と同時に離婚の日から3か月以内に、本籍地または所在地の市区町村役場に届け出ます。**

不受理申出

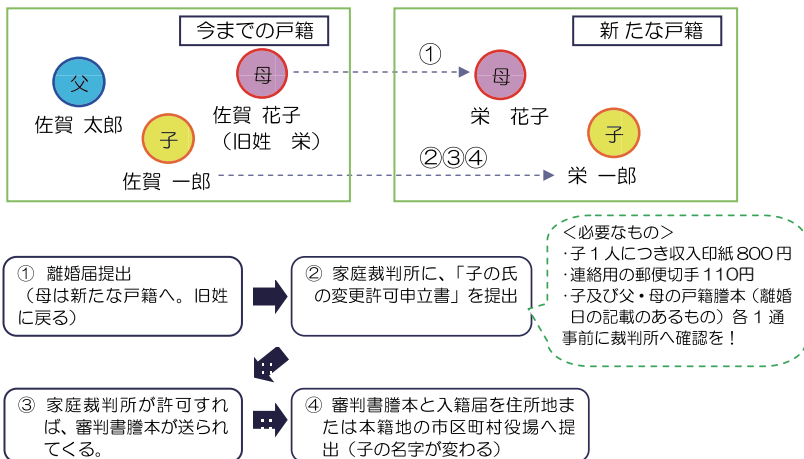
あなたの意思に基づかない届出が受理されることを防止するための制度です。
申出の対象となるのは認知届、養子縁組届、協議離婚届、婚姻届、協議離婚届です。
詳しくは窓口へお問い合わせください。

離婚後のあなたの名字・子どもの名字

結婚したときに名字が変わった方は、離婚により結婚前の名字に戻るか、婚姻中の名字を継続するかを選びます。結婚前の名字に戻った場合は、離婚の日から3ヶ月以内であれば、届出により婚姻中の名字に変えることができますが、一旦婚姻中の名字を名乗る届出をした場合は、家庭裁判所の許可を受けなければ、結婚前の名字に戻ることはできません。

また、**子どもを新たな戸籍に移す場合には、家庭裁判所で手続きが必要です**。どのような仕組みが分かづい場合は、市民生活課【40-7084】へお尋ねください。

＜例＞離婚により母が旧姓に戻り新戸籍を編成し、その新戸籍に子どもを入れる場合の流れ



家庭裁判所

家庭裁判所では、夫婦や親子間の問題の解決を図っていきます。あなたの悩みごとが、家庭裁判所であつかえる事柄か、どの裁判所にどのような申し立てをするかなどの手続案内を受けられる窓口があります。

☎38-5633



＜家庭裁判所で扱う事からの一例＞

調停

夫婦関係調整調停 (離婚)

離婚、財産分与、慰謝料、親権者の指定、養育費、年金分割の割合

夫婦関係調整調停 (円満)

夫婦の関係を円満な関係に戻すために話し合う手続

婚姻費用の分担請求

夫婦間の生活費

離婚後の話し合い

離婚後に生じた紛争、財産分与、年金分割の分割割合

面会交流調停

離婚後の子どもとの面会、交流

養育費請求調停

離婚後の養育費

審判

子どもの氏 (名字) の変更

離婚後の子を、父または母の戸籍に入籍することの許可

氏の変更・名の変更

名字や名前の変更許可

履行勧告

家庭裁判所での取り決めを守るように相手方に勧告する

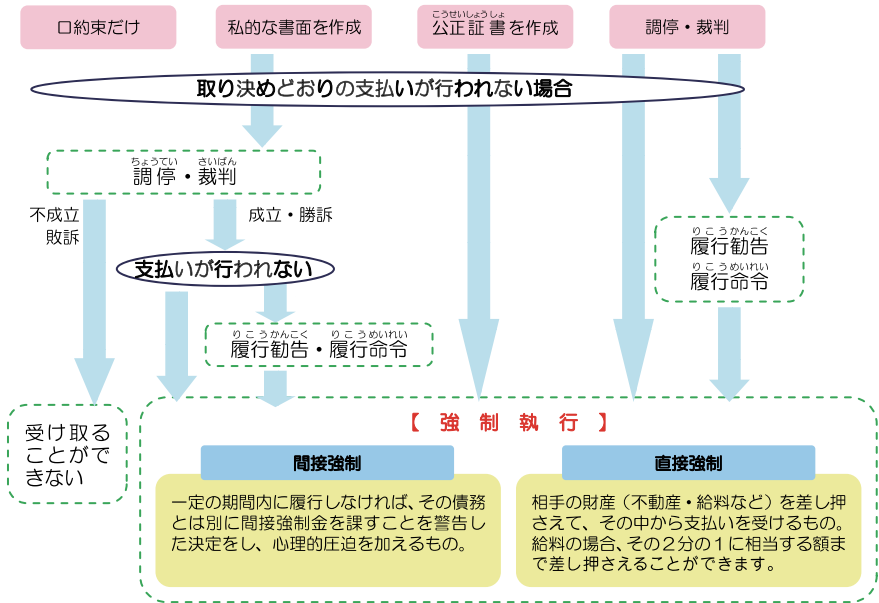
よういく ひ きょうせいしつこう
養育費の取り決めと強制執行等

養育費はこどもの権利です。離婚の話し合いを行うときには、養育費をどうするかも決めておきましょう。もしこどもと離れて暮らす親が養育費を支払うよう裁判所において取り決めていたにも関わらず、約束が守られない場合には、裁判所に勧告してもらったり、給料の差し押さえ等ができる場合があります。詳しくは、弁護士や法律の専門機関（法テラス、佐賀県弁護士会など）にご相談ください。

▶ 法テラス、佐賀県弁護士会（P11）

▶ 家庭裁判所（P50）

▶ 公証役場（P54）



※養育費は破産しても免責されません

養育費確保支援事業

離婚によってひとり親となられる方のために、養育費に関する公正証書などの作成経費や養育費保証契約の本人負担額を助成します(対象経費の全額、それぞれ上限5万円)。

※申請に必要な書類など、詳しくはホームページをご覧ください。

◀申請に際しての留意事項▶

- ・申請時の状況により受給資格を審査しますので、支給されないことがあります。
- ・本制度を今回利用される場合、今後は利用できません。(一人一回限り)
- ・公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から**6か月以内**に申請が必要です。

◇公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する本人負担費用等を助成します。

対象経費

- ・公証手数料令に定められた公証手数料(養育費に関する部分のみ対象)
- ・家庭裁判所の調停の申し立てや裁判に要した収入印紙代(養育費に関する部分のみ対象)
- ・添付書類のうち戸籍謄本や住民票の写し等の公的書類の取得費用

◇養育費保証支援

養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回本人負担費用(保証料)を助成します。

対象経費

養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費



遺族基礎年金



国民年金の被保険者等が死亡したとき、生計同一の配偶者(子がいる場合のみ)または、子に遺族基礎年金が支給されます。

遺族年金が支給される場合には、児童扶養手当の全部または一部を受給できません。

「子」とは次のいずれかにあてはまる者です。

- 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

〈年金額〉 年額831,700円+子の加算(R7年4月分から)
子の加算

第1子・第2子 各 239,300円、第3子以降 各 79,800円

※ 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子の数で割った額



遺族厚生年金



厚生年金の被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもつて初診の日から5年以内に死亡したとき等に支給されます。

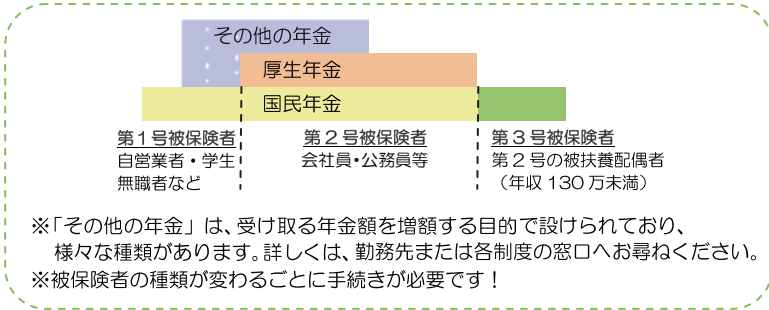
〈対象者〉

- 配偶者
- 子、孫
(18歳到達年度の末日を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の者)
- 夫、父母、祖父母については、55歳以上であること(60歳から支給)





日本国内に住所を有する方は 20 歳から 60 歳までの間、年金に加入する義務があります。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金（**受給資格期間が 10 年以上必要**）や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。



国民年金保険料 月額 17,510円 (R7年度)

【免除・納付猶予制度】
前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が免除または猶予されます。

【学生納付特例制度】
学生で本人所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※どちらも10年以内に追納しなければ、将来受け取る年金額は少なくなります。
※承認を受けた翌年度から3年目以降は支払う保険料に加算額が上乘せされます。

【産前産後期間の免除制度】
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。
保険料が免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

例) Aさんが加入する年金制度の移りかわり

加入している年金	学生	就職 (1度目)	出産 退職	離婚 無職	就職 (2度目)
その他の年金					
厚生年金					
国民年金					
国民年金の種類	第1号	第2号	第3号	第1号	第2号

就職→出産・退職
→離婚（求職活動中）
→就職（民間企業）
という場合の例です。

離婚後の厚生年金分割 ▶ 家庭裁判所 (P50)

離婚した場合に、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を夫婦間で分割することができます。

- 国民年金は分割の対象になりません。
- 分割を受けた配偶者が年金を受給するには、配偶者自身の受給開始年齢や受給要件を満たすことが必要です。
- 離婚後2年を経過すると請求はできなくなります。

【請求・問い合わせ先】

佐賀年金事務所（佐賀市八丁畷町1-32） 電話 0952-31-4191

こうせいしょうしょ こうしょうやくば
公正証書・公証役場

公正証書とは、国が定める公証人(裁判官、検察官他法律実務に永く携わった人の中から法務大臣が任命する)が作成する公文書です。離婚に伴う慰謝料や養育費などの取り決めを行う際に公正証書を作成し、「強制執行ができる旨の条項」を入れておくと、約束が守られないときに裁判手続きを経ずに給料や財産の差し押さえ(強制執行)ができます。

▶ 養育費の取り決めと強制執行等 (P51)

〈場所〉 佐賀市駅前中央1丁目5番10号(朝日生命ビル7階)

電話: 0952-22-4387

FAX: 0952-22-4039

※専用駐車場はありません。

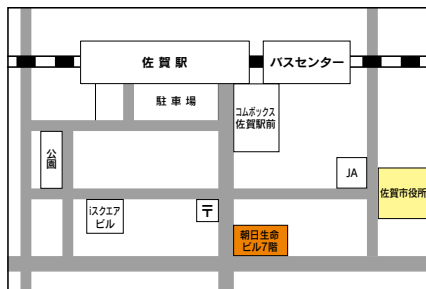
近隣の有料駐車場をご利用ください。

〈受付〉 月～金 9時～17時

※事前予約が必要

〈手数料〉 手数料は国が決めた金額です。

公正証書で取り交わしたい目的の価額によって、下表のように定められています。



目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
3,000万円以上も金額によって定めあり	

※目安の金額です。

詳しくは窓口で直接ご確認ください。

養育費に関して公正証書を取り交わす場合、原則として10年分の養育費の価額が基準となります。例えば、10年分の養育費が800万円なら公証人手数料は17,000円です。別途、用紙代がかかります。慰謝料や財産分与などについても公正証書を取り交わす場合、別途手数料がかかります。

しよとくぜい しけんみんぜい しんこく
所得税・市県民税の申告

▶ 市県民税・所得税の所得控除 (P24)

所得控除を受けるためには、決められた期間内に申告をする必要があります。

対象	申告方法	窓口
① 前年中の収入が給与収入のみの方	勤務先で行う年末調整時に控除の申告をしてください。	各勤務先
② 所得税申告が必要な方	確定申告の際に控除の申告をしてください。 申告期間: 2月16日～3月15日 ※カレンダーにより変更あり 申告場所: 佐賀税務署に確認してください。	佐賀税務署 〈電話〉0952-32-7511 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎
③ ①②以外の方	市県民税申告の際に控除の申告をしてください。 申告期間: 2月16日～3月15日 ※カレンダーにより変更あり 申告場所: 市報等でお知らせします。	市民税課 〈電話〉0952-40-7062

※①の方で、年末調整時に控除の申告を忘れた方は、②または③の申告で控除することができます。詳しくは、市民税課へお問い合わせ下さい。

こようほけん 雇用保険

雇用保険は、あなたが失業した場合に生活を保障し、次の就業の促進を図ることを目的としています。保険料は雇用主とあなたの両方が負担をします。仕事を探すときには、雇用保険に加入できる条件かどうかを確認しましょう。

〈加入条件〉

- (1) (2) の両方に該当する場合には必ず雇用保険に加入（被保険者）します。
※加入手続きは雇用主が行います。
- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - (2) 31日以上引き続き雇用されると見込まれること
(短期の期間を定めて雇用されていても契約更新により31日以上雇用される場合を含む)

〈給付種類〉

給付の名称	内容	窓口
基本手当	被保険者が離職し、被保険者期間など一定の条件に該当する場合に支給されます。すでに就職が決まっている方や就職を希望しない方、病気や出産等のために就職できない方などは対象となりません。	ハローワーク佐賀 白山2丁目1-15 〈電話〉0952-24-4361
教育訓練給付	雇用保険に加入する方(被保険者)で一定の条件に該当する方が、国が定める教育訓練を修了した場合に、かかった費用の一部が支給されます。	
育児休業給付	雇用保険に加入する方(被保険者)の育児休業期間中に、給料の67%が支給されます。ただし、育児休業開始から6ヶ月経過後は50%が支給されます。	各勤務先

※他の給付もありますので、ハローワークにご確認ください。

いりようほけん 医療保険

すべての方は、必ず以下のいずれかの医療保険に加入し、保険料を負担しなければなりません。離婚前に配偶者の医療保険の被扶養者だった方は、離婚後は扶養からはずれ、新たに医療保険に加入する必要があります。

〔医療保険制度の種類〕

	被保険者	手続き窓口
健康保険	健康保険の適用事業所で働く方（アルバイト、パートを含む）	職場にお問い合わせ わけください
共済組合	国家公務員、地方公務員、私学の教職員など	
船員保険	船員として船舶所有者に使用される方	
国民健康保険	健康保険・共済組合・船員保険等に加入していない方	保険年金課 〈電話〉0952-40-7272
後期高齢者医療制度	75歳以上の方 (または65歳～74歳で一定の障がいがあり、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人)	保険年金課 〈電話〉0952-40-7274

あなたの父、母などが「健康保険」「共済組合」「船員保険」に加入している（被保険者である）場合、一定の条件を満たせば、あなたは父、母などの被扶養者となることのできる場合があります。詳しくは加入している医療保険に確認しましょう。

〔保険料の支払い〕

あなたが被保険者として医療保険に加入すると、保険料の負担が生じます。

- ◇健康保険等：国が定める標準報酬月額から計算された額が、月々の給与から天引きされます。
- ◇国民健康保険：前年中の所得等によって計算された額を納付書・口座振替により支払います。
- ◇後期高齢者医療保険料：前年中の所得等によって計算された額を年金天引き・納付書・口座振替により支払います。